平成２３年（フ）第３１２２号
横浜市西区中央２丁目16番11号
債務者　開発　一行
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１２３号
横浜市西区中央２丁目16番11号
債務者　開発みゆき
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１２４号
横浜市西区中央２丁目16番11号
債務者　開発　　伸
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１２６号
神奈川県綾瀬市寺尾中２丁目２番４―205号
債務者　高橋　弥生
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１５１号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目11番21号　エバーグレース湘南101
債務者　浅川壽美子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３号
栃木県佐野市浅沼町175番地28、従前の住所
栃木県足利市葉鹿町1290番地４
債務者　斎藤美由紀（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１０８号
栃木県佐野市富岡町668番地７
債務者　福原　重美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１２３号
栃木県足利市鹿島町387番地10　クレインヒルズマンション503
債務者　伊藤夕起夫
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１０３号
千葉県成田市新田200番地56
破産者　矢嶋　文雄
1　決定年月日　平成23年11月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第３０５号
埼玉県ふじみ野市大井232番地３
破産者　株式会社タカハシ住研
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２５０号
千葉県四街道市下志津新田2521番地85
破産者　松中　節子
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１９号
千葉県白井市清水口１―５―３―502、住民票上の住所千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷４丁目３番29号
破産者　城野　達夫
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２１年（フ）第５１１号
長崎県長崎市琴海村松町511番地１
破産者　株式会社ヒガシ
1　決定年月日　平成23年11月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９号
岩手県一関市駅前36番地
破産者　有限会社飲茶いちばん
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第８８８号
宮城県多賀城市浮島字高原73番地の６
破産者　有限会社遠修建業
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２０４号
富山県高岡市内免845番地の８
破産者　ナイメン商会株式会社
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第３１６号
三重県三重郡菰野町大字千草6447番地10
破産者　有限会社丸大グリーン
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第３１７号
三重県三重郡菰野町大字千草6417番地６
破産者　大隅　　司
1　決定年月日　平成23年12月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係